



愛知労働局発表  
令和3年10月28日(木)

【照会先】  
愛知労働局労働基準部監督課  
監督課長 恩田基弘  
地方労働基準監察監督官 石川真一  
電話 052-972-0253

報道関係者 各位

## 11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンを実施～

愛知労働局(局長 伊藤 正史)では、11月の「過労死等防止啓発月間」における取組として、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどを実施します。

この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について県民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

### 取組概要

#### 1 県民への周知・啓発

##### ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施

過労死等を防止することの重要性について県民の自覚を促し、これについての関心と理解を深めるためのシンポジウムを民間団体と連携し開催します。(無料でどなたでも参加できます。)

日時：令和3年11月8日(月) 13時30分から16時(受付13時から)

場所：名古屋市中心企業振興会館7階メインホール

(名古屋市千種区吹上二丁目6番3号)

実施業者：(株)プロセスユニーク 電話 0120-562-552

##### ・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施

県民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。



#### 2 過重労働解消キャンペーン(詳細は別紙)

過労死等につながる過重労働などへの対応として、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、労使団体に対する要請及びベストプラクティス企業に対する愛知労働局長のコメントを愛知労働局のYou Tubeチャンネルにアップします。



## 令和3年度過重労働解消キャンペーンの概要

～長時間労働の削減に向けた監督指導などを実施～

### 1、実施期間

令和3年11月1日（月）から11月30日（火）までの1か月間

### 2、具体的な取組

#### (1) 労使団体等への協力要請

県下の各労使団体に対して、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組とともに、勤務間インターバル制度等の導入、年次有給休暇の取得促進に向けた協力要請の他、各企業での長時間労働の削減の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない「しわ寄せ」を生じさせないように取引上の配慮を要請します。

#### (2) 労働局長によるベストプラクティス企業へのコメント発信

県内において、長時間労働削減や働き方改革に向けて積極的に取り組んでいる企業を愛知労働局のYouTubeチャンネルにアップして、企業における長時間労働の削減等に向けた取組事例を紹介するとともに、それに対する愛知労働局長のコメント、メッセージを発信します。

#### (3) 重点監督の実施

長時間労働にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

#### (4) 過重労働相談受付集中週間及び特別労働相談受付日の設定

10月31日（日）から11月6日（土）を過重労働相談受付集中週間とし、愛知労働局及び愛知県内の労働基準監督署の相談窓口において、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けています。

また、11月6日（土）を特別労働相談受付日とし、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、特別労働相談を実施します。

《過重労働解消相談ダイヤル》

電話番号：0120-794-713（フリーダイヤル）

実施日時：令和3年11月6日（土）9：00～17：00

愛知労働局管内の労働基準監督署の担当官が相談に対する指導・助言を行います。

#### (5) 過重労働解消のためのセミナー

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、12月まで会場またはオンライン開催により「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。（詳細は下記HPをご覧ください。）

[専用ホームページ] <https://kajyu-kaisyuu-lec.com>



愛知労働局発表  
令和3年10月28日(木)

【照会先】

愛知労働局労働基準部監督課

監督課長 恩田 基弘

地方労働基準監察監督官 石川 真一

電話 052 - 972 - 0253

報道関係者 各位

## 11月6日(土)「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します。

愛知労働局(局長 伊藤 正史)では11月6日(土)に、労働基準監督官による無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します。

これは、全国8労働局で実施し、著しい過重労働や、悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた取組を行う「過重労働解消キャンペーン」の一環として行うものです。

この相談ダイヤルでは、過重労働をはじめとした労働問題全般にわたる相談を受け付けており、労働基準法や関係法令の規定・考え方の説明や、相談者の意向を踏まえた管轄の労働基準監督署への情報提供、関係機関の紹介など相談内容に合わせた対応を行います。

### 「過重労働解消相談ダイヤル」概要

#### フリーダイヤル

なくしましょう      ながい 残業

0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3

- ・全国どこからでも、携帯電話からも無料で利用可能
- ・匿名での相談も可能

受付日時                      11月6日(土) 9:00～17:00

電話設置場所                愛知労働局 2階北側会議室

名古屋市中区三の丸2丁目5-1 名古屋合同庁舎第2号館

当日、「過重労働解消相談ダイヤル」を実施する全国の労働局は愛知の他、北海道、宮城、東京、大阪、広島、香川、福岡となっています。

愛知労働局では主に中部・東海地区の7県(富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重)からの相談に一元的に対応します。

《参考》上記以外の電話相談や情報提供受付窓口

「労働条件相談ほっとライン」(厚生労働省委託事業)

平日夜間・土日・祝日に、労働条件に関する相談を無料で受け付けています。

[電話番号] 0120 - 811 - 610

[相談対応時間・曜日] 月～金 17:00～22:00、土日・祝日 9:00～21:00

[URL] <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

「労働基準関係情報メール窓口」

労働基準法などの問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

[URL] [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/mail\\_madoguchi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html)

なお、10月31日(日)から11月6日(土)を「過重労働相談受付集中週間」とし、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けています。お悩み等ございましたら、最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

愛知労働局 YouTube チャンネル「11月6日(土)は過重労働解消相談ダイヤル！」



## 「過重労働解消相談ダイヤル」の取材時における留意事項

取材に際しては、以下の事項にご留意願います。

- 1 電話相談実施場所は合同庁舎内のため、ご来庁の際は玄関（庁舎東側）での受付が必要となり、身分証明書等の確認がございますので、ご了承ください。
- 2 指定された場所以外の立入りはご遠慮ください。
- 3 カメラ撮り、音声録音は可能ですが、個人や企業が特定できるものの撮影・録音はご遠慮ください(個人や企業が特定できるものを撮影・録音してしまった場合については、消去または編集してください)。
- 4 カメラの位置などについては、当局の職員と調整をお願いします。
- 5 腕章などプレス関係者であることを明示するものの着用をお願いします。
- 6 来庁時の交通手段については、事前に当局職員と調整してください。
- 7 相談の妨げにならないようご注意ください。
- 8 その他、各実施局の職員の指示に従っていただくようお願いします。